

## 小美玉市消防本部だより

# ご存知ですか？

## ガソリンや軽油・灯油の買い置きに関する注意事項

### ガソリンと軽油・灯油の危険性

◎ガソリンは気温が約 $-40^{\circ}\text{C}$ でも気化し、小さな火源でも爆発的に燃焼する物質です。

(灯油の気化は約 $+40^{\circ}\text{C}$ 、軽油の気化は約 $+45^{\circ}\text{C}$ )

◎ガソリンの蒸気は、空気よりも重いいため、穴やくぼみ等に溜まりやすく、離れたところにある思わぬ火源(ライターやたばこの火等の裸火・静電気・衝撃の火花等)によって引火する危険性があります。

◎軽油・灯油は、大量に保管すると火災危険が高まるとともに、一旦火災が発生すると大火災になる危険性があります。

### ガソリンや軽油・灯油を入れる容器

◎ガソリンや軽油・灯油を入れる容器は、消防法令により一定の強度を有するとともに、材質により容量が制限されています。

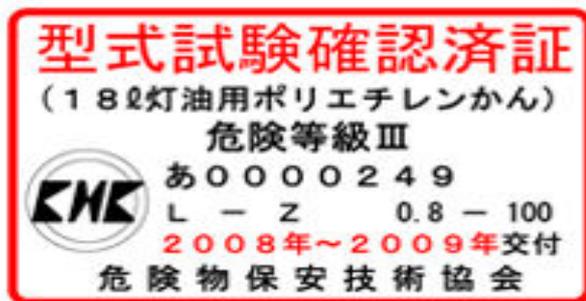
◎特に灯油用ポリ容器にガソリンを入れることは**非常に危険**ですので行わないでください。

### ガソリンスタンドの利用者の注意事項

◎ガソリンや軽油・灯油の買だめは極力控えてください。

◎消防法令の「**基準適合容器**」で購入してください。

◎セルフスタンドでは利用者が自らガソリンを容器に入れることはできません。



### ガソリンや軽油・灯油の保管

◎消防法令に適合した容器で保管する場合でも消防法令により、合計40リットル(一般家庭は100リットル)以上200リットル未満のガソリン又は合計200リットル(一般家庭は500リットル)以上1,000リットル未満の軽油・灯油を保管する場合は火災予防条例により保管場所が構造要件に適合している旨の書類を添えて、消防機関への届出が必要になります。

◎200リットル以上のガソリン又は1,000リットル以上の軽油・灯油を保管する場合は消防法に基づく許可が必要になります。

(\*無許可貯蔵は消防法違反の罰則が適用されます)